

国立天文台プロジェクト会議規則

平成16年4月1日
国天規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立天文台プロジェクト会議（以下「会議」という。）の組織及び運営について、定めるものとする。

(任務)

第2条 会議は、台長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- 一 プロジェクト室の運営に関する重要事項について協議・意見聴取を行い、プロジェクト運営の円滑化を図ること
- 二 国立天文台の運営に関わる重要事項・幹事会議等決定事項の周知徹底、連絡を定期的に行うこと

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 台長
- 二 副台長
- 三 技術主幹
- 四 研究連携主幹
- 五 プロジェクト室長
- 六 センター長
- 七 科学研究部長
- 八 大学院教育委員長
- 九 國際連携室長
- 十 人事企画室長
- 十一 台長特別補佐
- 十二 技術系職員代表者
- 十三 事務部長
- 十四 ハワイ観測所長があらかじめ指名する者
- 十五 チリ観測所長があらかじめ指名する者
- 十六 TMTプロジェクト長があらかじめ指名する者

2 台長は、必要に応じ、必要な期間指名する者を前項の委員に加えることができる。

(議長)

第4条 会議に議長を置く。

2 議長は、台長をもって充て、会議の会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、前条第2号から第4号の委員のうちあらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(開催)

第5条 会議は、定期的に開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

(代理出席)

第6条 第3条第5号から第7号の委員が会議に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会議は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。